

[事案 29-88] 損害賠償請求

- 平成 29 年 11 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

契約時の募集人による誤説明等を理由に、先進医療の治療費相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

白内障手術を受けるにあたり、医師から先進医療の保険に入つていれば保険金がおりるので確認するよう勧められ、平成 25 年 5 月に契約した医療保険に先進医療特約が付加されているかを募集者に質問したところ、付加されているとの回答であった。そのため、当初は普通のレンズでの手術の予定であったが、多焦点眼内レンズを入れる手術を受けることとした。しかし、実際には先進医療特約が付加されておらず、治療費全額が保障されなかつたので、治療費相当額の損害賠償を求める。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人から先進医療に関する質問を受けた記憶はあるが、回答はせず、先進医療特約が付加されていると明言したことではないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁判の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、先進医療特約に関する申立人の質問に対する募集人の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行つた。なお、募集人については、退職済みで協力を得られず、事情聴取は実施できなかつた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が本契約に先進医療特約が付加されているとの誤説明を行つたと断定的に認めるることはできないが、本手術に至る経過からすれば、募集人の誤説明があつた可能性が全くないとまではいえず、また募集人が申立人の質問に回答しなかつたとすれば募集人の対応には問題があつたということができるので、本件は和解により解決を図るのが相当然であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。